

令和6年度 国・県補助地籍調査事業(測量)業務委託

特記仕様書

( C ・ E ・ F I ・ F II -1工程)

令和6年4月1日

飯島町

# 令和6年度 国・県補助地籍調査事業(測量)業務委託

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、飯島町（以下「甲」という。）が国土調査法に基づき実施する「地籍調査事業業務委託」に適用し、作業内容及び成果品等を定めるものとする。

(法令等)

第2条 本業務は、本特記仕様書によるほか、下記の関係法令及び規程等に基づき、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達）
- (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (6) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (7) 調査図素図表示例（昭和32年経企土第179号経済企画庁総合開発局長通知）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (10) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年4月国土交通省土地・建設産業局）
- (11) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成29年4月国土交通省土地・建設産業局）
- (12) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年国土国第504号国土調査課長通知）
- (13) 電子基準点のみを与点とする地籍三角測量解説（平成27年4月国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課 整備推進第1係）
- (14) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (15) 飯島町地籍調査作業規程（平成24年訓令第4号）
- (16) その他関係法令、規則、準則、細則及び通達等

(用語の定義)

第3条 この特記仕様書の用語のうち、指示とは、監督員が受託者（以下「乙」という。）に業務上必要な実施事項を示すことをいう。承認とは、乙の申し出た事項について監督員が同意することをいう。協議とは、監督員と乙が対等の立場で合議することをいう。

(作業計画)

第4条 乙は、業務着手前に各工程別作業実施計画書、着手届、作業工程表、主任技術者届、現場代理人届等を作成し、契約締結後14日以内に甲に提出し承認を受けなければならない。なお、その計画を変更しようとする時も同様とする。

(技術者等)

第5条 乙は、以下の資格等を有する「主任技術者」を設置し、契約時に経歴書並びに資格証の写し及び従事者名簿を提出するものとする。

- (1) 測量法第49条に基づく測量士
- (2) 地籍主任調査員又は地籍調査管理技術者
- (3) 一筆地調査を含む地籍調査の業務実績

2 上記のほか、必要に応じて業務を担当する技術者を配置することができるものとする。

(使用機械)

第6条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機器名を記載した書類及び検定証明書の写しを業務着手時まで、甲に提出するものとする。

(協議等及び報告)

第7条 乙は、作業内容、作業手法等を業務工程ごとに監督員と協議するものとする。

2 乙は、業務実施にあたり、設計図書及び本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定し、業務を遂行するものとする。

3 乙は、協議した内容及び結果を打ち合わせ簿等に記録し、甲に提出するものとする。

(官公庁その他の手続き)

第8条 業務実施の為に必要な官公庁その他に対する手続きは、監督員と打合せのうえ、乙が迅速に処理するものとする。また、乙は、業務実施のため官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告するものとする。

(身分証明書の携帯等)

第9条 乙は、業務実施にあたり作業員に国土調査法の規定に基づく身分証明書を常時携帯して作業を実施するものとし、関係人の請求があればこれを提示すること。調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ該当土地所有者又は関係者にその旨を通知すること。また、事業終了後は、速やかに身分証明書を甲に返却すること。

(保安・事故防止)

第10条 乙は、本業務中交通の妨げとなるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう次により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打合せを行うものとする。
- (2) 本業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益な摩擦や紛争をおこさないよう留意す

るものとする。

(3) 本業務中に事故が生じた場合は、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告するものとする。

(4) 乙は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の処置を講じなければならない。

(補償)

第11条 業務実施にあたり、乙が第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において補償するものとする。

(業務完了)

第12条 本業務は、第3章に定める成果品に文章を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

(訂正)

第13条 乙は、業務完了後に成果に誤り等があった場合は、責任をもって訂正しなければならない。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく公表、使用、貸与してはならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、本業務の実施にあたって次の事項を厳守するものとする。

(1) 乙は、業務上知り得た個人情報を漏洩してはならない。

(2) 業務上収集した情報を、甲の許可なく複製及び加工し、外部に持ち出してはならない。

(3) 乙は、甲から提供された情報を適切に管理し、紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講じるものとする。

2 個人情報の取扱いについては、「飯島町個人情報の保護に関する条例」の規定によるものとする。

3 本業務終了後も適用するものとする。

## 第2章 作業内容

(作業概要)

第16条 本作業は、法令等に基づく地籍調査測量作業を地上法（数値法）により、実施するものとする。

(作業区域)

第17条 本作業の実施区域は別添図の地区とする。

(計画区の状況)

第18条 本業務の計画区の状況は下記のとおりとする。

- (1) 地区名 飯島町田切の一部(田切8区)
- (2) 精度 乙1
- (3) 縮尺 1/500
- (4) 計画区実施面積 0.44 k m<sup>2</sup>
- (5) 傾斜条件 平坦地
- (6) 視通条件 農II
- (7) 調査前筆数 255筆
- (8) 筆の形状 整形地
- (9) (周長)<sup>2</sup>/面積 42倍

(作業工程)

第19条 本業務の作業工程は下記のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量 (C工程)
- (2) 一筆地調査 (E工程)
- (3) 地籍細部測量 (F I工程、F II-1工程)

(地籍図根三角測量)

第20条 地籍図根三角測量は、下記の工程及び作業内容を行うものとする。なお、選点図については甲の承諾を得るものとする。観測方法はGNSS測量機を用いる方法(以下「GNSS法」という。)とし、原則として、電子基準点を与点とするGNSS法により実施するが、現場の状況等によりGNSS法の実施が困難な場合、トータルステーション等(光波測距儀を含む。以下「TS等」という。)の方が望ましいと判断された場合は、甲の承認を受け変更できるものとする。

地籍図根三角測量 (C工程)	作業内容
作業の準備	工程管理表の作成 作業体制の確保 関係機関との事前調整等
選点	新点配置計画図の作成(国土地理院・県との事前協議) 選点手簿の作成 選点図の作成 平均図の作成
標識の設置	標識の設置
観測及び測定	観測及び測定 観測諸簿の作成(観測手簿、観測記簿)
計算	計算 観測計算諸簿(計算簿)の作成 精度管理表の作成
取りまとめ	成果簿の作成 三角点網図の作成 点検整理

- ※1 地籍図根三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。また、平均図には、観測開始前に必ず監督官の承諾を得るものとする。
- ※2 電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。
- ※3 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする。
- ※4 GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。
- ※5 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。
- ※6 標識埋設前に必ず監査員及び当該土地所有者に承諾を得ること。
- ※7 地籍図根三角点に設置する標識の杭種は、金属標(真鍮製φ75mm×90mm以上)を使用し、金属標面には地籍図根三角点である旨を明記するものとする。設置方法については、保護石及び浸透柵等で保護するものとする。ただしアスファルト上は避けることとする。状況等でやむを得ない場合は、甲と協議のうえ決定すること。
- ※8 地籍図根三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、地籍調査作業規程準則運用基準(以下「運用基準」という。)別表第8に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。
- ※9 地籍図根三角点の座標値及び標高は、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、運用基準別表第9に定める数値を用いて計算するものとする。
- ※10 新点の選点、路線及び観測の制限等の細部の内容については、地籍調査作業規程準則(以下「準則」という。)並びに運用基準に準拠し実施するものとする。

(地籍図根多角測量)

第21条 本作業については、省略するものとする。

(一筆地調査)

第22条 本作業は、下記の工程及び作業内容を行うものとし、細部の内容については、飯島町地籍調査作業規程(以下「町作業規程」という。)及び準則並びに運用基準に準拠し実施するものとする。

- 2 乙は、本作業のための主任技術者を置き、現地での境界確認調査の必要に応じた班編成を行うこと。また、契約後直ちに一筆地調査の進行予定表を作成し、調査作業員の略歴証

明書と併せて甲に提出すること。

一筆地調査（E工程）	作業内容
作業の準備	作業計画の立案作成
作業進行予定表の作成	作業進行予定表の作成
調査図素図等の作成	調査図素図等の作成 ※調査日順に作成するものとする。
調査図一覧図（全体図）の作成	調査図一覧図の作成 ※調査日ごとに区画分をすること。
市町村の境界の調査	調査なし
現地調査	所有者、地番、地目、筆界の調査 調査図等の作成 調査地異動事項等記録表の作成
取りまとめ	点検整理

※1 境界杭及び境界プレートは甲が支給するものを使用すること。

（現地調査の実施計画）

第23条 乙は、甲と協議のうえ現地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記載し、現地調査立会調書を作成する。調査日程については、筆数・面積等を考慮し、日割り及び作業班編成を決定するものとする。また、甲の主催する地元説明会に、甲の指示により出席するものとする。

（調査図素図の作成）

第24条 調査図素図の作成は、調査を実施する単位区域を現地調査時の使用が容易な区域に区分して作成することとし、甲が貸与する不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面、土地登記簿写し（登記事項要約書）を基に調査図素図を作成するものとする。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられていれば、写しを取り確認すること。

2 調査図素図に表示する事項は、準則16条1項を準用するものとする。

3 乙は後に行う現地調査を円滑に実施するために、調査図素図作成時に現地にて確認可能な範囲で既存境界標識の有無等を確認し、調査図素図にその旨を明記するものとする。

（調査図一覧図の作成）

第25条 調査図一覧図の作成は、前条で作成された調査図素図の接合関係を示す図面で、準則17条の事項を表示して作成するものとする。

2 一覧図に既存の地図を使用する場合は、町が発行する飯島町図または地理院地図を使用することを原則とする。その他の地図等を使用する場合は、乙の責任において、著作権等における問題が発生しないように十分な注意を払った上で使用すること。

（市町村境界の調査）

第26条 当該年度調査区域において市町村境界の調査を必要とする場合は、甲と乙は、関係機関と協議のうえ、甲が収集する関係市町村の公図等の資料を基に、関係職員及び土地所

有者等の立会いのもと筆界を確認し、市町村境界を調査するものとする。この作業は、後に行う現地調査の工程を加味して計画実施するものとする。

#### (現地調査の実施)

第27条 現地調査は乙の主導で行うものとし、問題等が発生した場合は甲に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 現地調査は、調査素図等に基づく概ねの土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地目、及び筆界の調査を行うものとし、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会いが確実にできるよう努め、不備のないように行うものとする。
- 3 本年度調査地区の翌年度以降に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者等への現地調査の状況等の説明に対応できるよう、現地調査の内容を把握した担当者が出席することとする。またその際の経費は甲の負担とする。
- 4 調査完了（成果品納入）後、境界杭の位置の変更等が発生した場合には、乙の責任において、至急再調査の上、境界杭の埋設を行うこと。

#### (調査図の作成)

第28条 調査図作成は、現地調査の結果を取りまとめて作成するものとする。筆界点番号標を設置したときは、その都度調査素図の該当する箇所にその番号を記録（筆界点の番号の表記については、別記記載例を参照のこと。）するものとし、調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には調査素図に必要な事項を記録して調査図を作成するものとする。

- (1) 分割（一部分割を含む）があったものとして調査する場合
- (2) 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
- (3) 新たな土地表示登記をすべき土地を発見した場合
- (4) 滅失（一部滅失）又は不所在地があった場合
- (5) 地番を変更する場合
- (6) 地目を変更する場合

#### (地籍調査票の署名押印・調査地異動事項等記録表の作成)

第29条 地籍調査票の作成にあたっては、現地調査の立会い経過を記録するため、土地所有者全ての同意（承認）及び署名押印を得るものとする。なお、委任状・相続人代表申出書がある場合については、この限りではないものとする。

調査区域に隣接する地番（筆）についても当該調査区域内の地番に対する利害関係人としての土地所有者等に該当することに鑑み、調査区域に隣接する地番の土地所有者等についても立会い及び署名押印を得るものとする。

2 土地所有者等の署名押印を得たうえで、地籍調査票の作成に必要な事項を、調査地異動事項等記録表として作成するものとし、民地・国道・県道・町道・水路ごとに整理する。

なお、記載内容は以下のとおりとする。

- (1) 調査前地番及び調査後地番



- (2) 調査前地目及び調査後地目
- (3) 所有者名及び立会人名
- (4) 立会日
- (5) 異動事項（分割・合併・一部合併・土地表示登記・滅失又は不存在）
- (6) その他留意事項

3 立会い実施後、再立会を行う箇所については、再立会の際に土地所有者等に再度署名押印を得たうえで、立会いの経緯を記録するものとする。

4 現地調査を終了したときは、電子データにて調査地異動事項等記録表を甲に提出するものとする。

（地籍細部測量）

第30条 地籍細部測量は、下記の工程及び作業内容を行うものとする。

地籍細部測量 (F I 工程及びF II - 1 工程)	作業内容
細部図根測量の準備	工程管理表の作成 作業体制の確保 関係機関との事前調整
選点	選点図（平均図）の作成
標識の設置	標識の設置
観測及び測定・計算	観測及び測定 観測計算諸簿（観測手簿、観測記簿、計算簿）の作成 細部図根点網図の作成 精度管理表の作成
取りまとめ	成果簿の作成 点検整理
一筆地測量の準備	工程管理表の作成 作業体制の確保 関係機関との事前調整
観測及び測定	観測及び測定 観測簿（観測手簿、観測記簿）の作成
計算	計算諸簿（計算簿）の作成 精度管理表の作成
取りまとめ	筆界点成果簿の作成 点検整理

※1 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、TS等を用いた放射法にすることができる。

※2 細部図根測量の結果に基づき図根点網図を作成する。ただし、地籍図根多角点網図と兼用することができる。

※3 細部図根点に設置する標識の杭種は、プラスチック杭（7cm×7cm×60cmで杭頭は白キャップ、「地籍細部」と刻印）を標準とする。また、埋設不可能な場合や、やむを得ずアスファルト上への設置が避けられない場合等は、その都度甲と協議の上決定すること。

※4 観測の制限等細部については、準則に準拠し実施するものとする。

※5 その他作業の制限等については、町作業規程及び準則並びに運用基準に準拠し実施するものとする。

## 第3章 検査及び成果品

### (工程管理)

第31条 乙は、本業務の実施にあたり、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」（以下「検査規程」という。）及び「地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」（以下「細則」という。）に従い、作業者による自主点検を徹底するものとし、点検を行った箇所に黒鉛筆で検符を行うものとする。

2 乙は、主任技術者による工程ごとの自社点検を徹底するものとし、点検を行った箇所に赤で検符を行うものとする。

3 乙は、現場作業日誌を作成し、進捗状況等を甲に報告するものとする。

4 乙は、工程ごとに甲が指定する監督員の指示する帳票等を提出し、点検を受けなければならない。

5 乙は、工程管理を変更する必要がある場合で、その内容が重要なときは、その都度変更した工程管理表を監督員に提出し承認を受けなければならない。

### (検査)

第32条 乙は、本業務の実施にあたり、検査規程及び細則に基づき、全作業完了後、乙の社内検査を行った後に甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、原則として、工程ごとに甲が指定する検査者の指示する帳票等を提出し、速やかに検査を受けなければならない。

3 乙は、修正箇所が発見された場合は、速やかに修正を行わなければならない。また、工程検査及び完了検査において、過失又は粗漏に起因する誤りが発見された場合は、速やかに再測・補測等を乙の負担において実施するものとする。

4 乙は、長野県及び会計検査院が実施する各検査に協力するものとする。

### (修正)

第33条 成果品は、国土調査法第19条の2に規定する認証が承認するまで、乙は責任を持ってこれを修正するものとする。

### (成果の検定)

第34条 乙は、甲より指示があった場合、第三者機関による測量成果検定を受けなければならない。

2 測量成果検定を受けた場合、第35条に掲げる成果品に加え、第三者機関が発行する検定証明書及び検査成果表を成果品として納品するものとする。

(成果品)

第35条 本作業の成果品は、以下の書類と「地籍調査作業規程準則運用基準」別表第5による工程別の書類等(別表1参照)をそろえて提出する。

- (1) 作業記録
- (2) 打ち合せ記録
- (3) 認証請求に必要な書類
- (4) 工程検査に必要な書類
- (5) その他関係資料

2 成果品の用紙及び様式等については、原則として「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとし、または監督員の指示する様式及び地籍フォーマット2000で提出するものとする。

3 成果品は、使用管理が容易に行えるよう工程ごとに製本し、地籍図面等はケースに入れて納品するものとする。ケースは保存に耐えうる素材とする。

(電子納品の実施)

第36条 電子納品は、「地籍調査成果電子納品要領」(以下「電子納品要領」という。)及び「地籍調査成果電子に関する事前協議ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い納品するものとする。

2 電子納品要領及びガイドラインに定めのない成果品については、監督員が指示する形状で納入すること。

3 乙は、成果品の納入の際に成果品とする記録媒体のウイルスチェックを行うこと。また、記録媒体に、業務名称、作成年月日、発注社名、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日、チェック年月日)、フォーマット形式を表示したラベルを貼付すること。

(地籍調査システムへの入力)

第37条 本作業で作成される全てのデータは、甲が保有する地籍調査事務支援システムに入力するが、入力方法は、甲と協議のうえ決定するものとする。また、データ入力後、動作性能に不具合が生じた場合は、乙の責任において必要な処置を講じるものとする。

(履行期間)

第38条 本作業の履行期間は契約日の翌日から令和7年3月14日までとする。

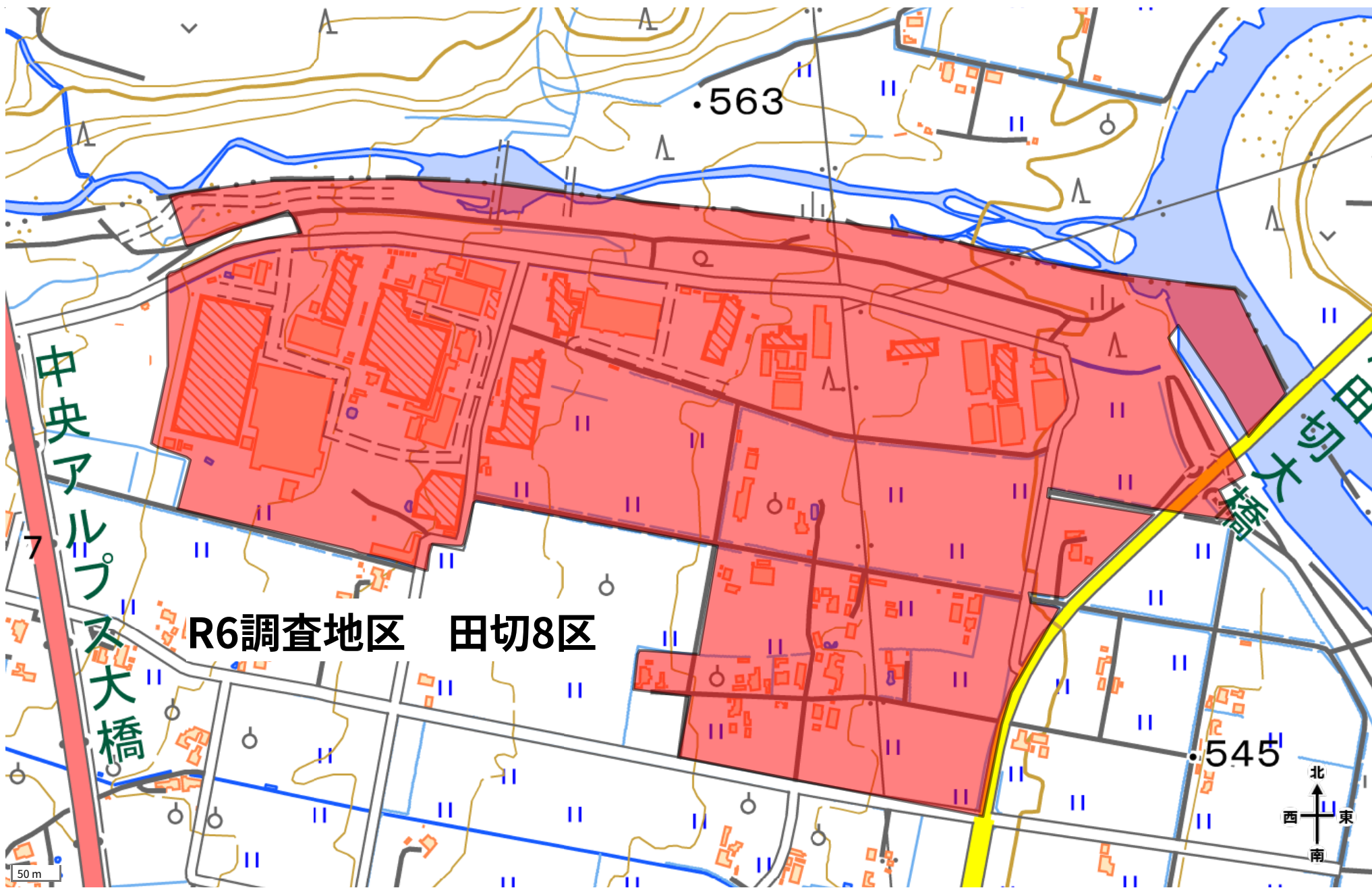
(納入場所)

第39条 本作業の成果品の納入場所は、飯島町役場建設水道課調査計画係とする。

第35条関係 別表 1

作業規程	記録及び成果品	作業規程準則	備考
地籍図根三角測量	既地点関係書類 新点配置計画図 器材の員数及び機器の調整・点検証明書等 プログラム検定証明書 基準点等成果簿写 地籍図根三角点選点手簿 地籍図根三角点選点図 地籍図根三角点観測計算諸簿（手簿、記簿） 地籍図根三角点網図 地籍図根三角点成果簿 精度管理表 測量標の設置状況写真 地籍図根三角点座標電子データ その他工程上必要な資料 （工程管理、認証請求、作業日誌、 打合せ記録 ほか）	準則第50条  準則第52条 準則第52条	
一筆地調査	素図 調査図一覧図 調査図 調査地異動事項等記録表 その他工程上必要な資料 （工程管理、認証請求、作業日誌、 打合せ記録 写真 ほか）		
地籍細部測量	細部図根点選点図 器材の員数及び機器の調整・点検証明書等 プログラム検定証明書 細部図根点設置状況写真 細部図根測量観測計算諸簿 細部図根点網図 細部図根点成果簿 一筆地測量観測計算諸簿 精度管理表 細部図根点座標電子データ その他工程上必要な資料 （工程管理、認証請求、作業日誌、 打合せ記録、写真 ほか）	準則第67条 準則第67条	

地理院地図  
GSI Maps



# 金 抜

工事番号															
町長		副町長		課長		係長		専門幹	/	担当者		審査者		設計者	

令和6年度 国・県補助 地籍調査事業(一筆地調査・測量)業務委託 実施設計書

上伊那郡飯島町田切の一部 (田切8区)

設 計 大 要				施 行 方 法	
田切8区				施 工 期 間	
調査面積	0.44	km <sup>2</sup>		— 日間	
調査筆数	255	筆		起工予定年月日	
一筆平均面積	1725	m <sup>2</sup>		令和 年 月 日	
精度・縮尺	乙1・1/500			竣工予定年月日	
視野・傾斜条件	農Ⅱ・平坦			令和 7年 3月 14日	
形状	整形地			契約保証方法	
周長 <sup>2</sup> /面積	42	倍			

地籍調査事業費算定簿 (D) 「2024年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計画区の名 称		調査事業名 委託形態	調査面積 (Km <sup>2</sup> )	換算面積 (Km <sup>2</sup> )	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項
	コード					委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費		
①	20242038401	田切8区	地籍調査事業一般 (外注)	0.440	0.34								
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
各地区の総合計				0.440	0.34	※1						※3	

事業費の負担区分		
国	5 10	円
都道 府県	2.5 10	円
市町 村等	2.5 10	円

「諸経费率」：小数第3位 (小数点第4位四捨五入)	※2						左の計 円
諸経費 (直接経費 (※1) × 諸経费率)							
「消費税+地方消費税」：小数第3位 * 直営工程 (①賃金等②報償費) 除く *	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	
消費税相当額 (直接経費 (※1) + 諸経費 (※2) + 成果検定費 (※3) (1万円未満切捨))							
「附帯経费率」：小数第3位	0.030	0.100	0.030	0.030	0.030	0.030	
附 帯 経 費 (税抜) (直接経費 (※1) + 諸経費 (※2))							
「消費税+地方消費税」：少数第3位	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	
消費税相当額 (附帯経費税抜き (1万円未満切捨))							
直接経費 (成果検定費含む) + 附帯経費							
地 籍 調 査 費 (委託+直営)							

事 業 量	
地籍調査	Km <sup>2</sup> 0.34
地籍集成図	Km <sup>2</sup>
当該年度数値情報化	Km <sup>2</sup>
過年度数値情報化	Km <sup>2</sup>

自動計算諸経费率 (%)



地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」 2024年度

消費税 10%

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	事業の種類						都道府県名	市区町村名	
							1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		長野県
20242038401	田切8区	0.440 Km <sup>2</sup>	調査前 (E, H)	255	1,725	精度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形	(周長) <sup>2</sup> /面積 : 周長 = 4.3 42 倍 0
		○					○	○	○	○	○	○			
		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		2024年度	調査後 (F, G)	230	1,913	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精度 ε	谷地田 Υ	連乗計	工程実施 面積 (Km <sup>2</sup> )	変化率	基準金額(円) (1Km <sup>2</sup> 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特記事項 (特記係数事の内容)	
											委託工程	直営工程					
C	1.00					1.00	1	0.440	0.44				0.05	0.02		スタティック法	
D																	
F I	1.00	1.25	0.75	0.80	1.00		0.75	0.440	0.33				0.36	0.16		TS法	
F II-1	1.00	1.32	0.59	0.80	1.00		0.62304	0.440	0.27				0.27	0.12		TS法	
F II-2																	
G																	
E	E	1.00		0.62	0.80		0.496	0.440	0.22				0.09	0.04			
	E 1																
	E 2																
	図面等調査																
	材料費																
H	H 1																
	H 3																
	H 2																
	複図費							(枚)									
現況																	
復元																	
委託工程	旅費																
	使用料及び賃借料																
	打合せ費															主任技師1.5、技師補1.5	
	その他作業工程																
	諸経費 上段：半 下段：金額																
	※直接経費+諸経費 消費税相当額																直接経費 直接経費+諸経費 ※1万円未満切捨
	成果検定費 消費税相当額																
直営工程	賃金等																
	報償費																
	使用料及び賃借料																
	精度管理費																
	備品費																
	需用費 (材料費)																E工程:0、H工程:0
	需用費 (消耗品費等)																E工程:0、H工程:0
	旅費																
安全費																	
( 計画区合計 )											円	円	換算面積	0.34 Km <sup>2</sup>			



# C工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

(電子基準点を与点とした場合)

地区コード	20242038401
地区名	田切8区
縮尺	1/250, 1/500
標準作業量	新点 3点(整合点検1点)
観測手法	スタティック法

1. 直接人件費		内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師		0.6	0.0	0.6	人			
測量技師		1.0	4.1	5.1	人			
測量技師補		1.5	5.5	7.0	人			
測量助手		1.3	0.0	1.3	人			
測量補助員		0.0	6.3	6.3	人			
(小計)								①

2. 需用費(材料費)		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	金属標(文字入り)		75φ×90mm	3	本			
	ハンドホール		251.4φ 11.5kg	3				
(計)								②
雑品費	所用材料費の(計)			0.5	%			③
(小計)								④=②+③

3. 機械経費		品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	GNSS測量機		2級	2.1	台日			
	GNSS解析用計算機			0.7	台日			
(計)								⑤
雑器具費	①+④+⑤			0.5	%			⑥
(小計)								⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)		数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)	5.0	%			
(小計)						⑧

5. 安全費		数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	2.5	%			
(小計)						⑨

6. 精度管理費		数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数	0.09			
(小計)					⑩

7. 工程別基準額		金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦)+⑧+⑨+⑩	0	

8. 成果検定費		金額	備考
成果検定費			

## E工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

調査地域(農地・林地)  
 無し:関係機関等との調整  
 無し:住所不明所有者等の調査結果の整理  
 無し:現地調査の通知  
 無し:市町村境界調査  
 無し:代位登記の申請

地区コード	20242038401
地区名	田切8区
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師	4.0	2.5	6.5	人			
測量技師	18.8	43.1	61.9	人			
測量技師補	21.8	45.6	67.4	人			
測量助手	47.9	43.1	91.0	人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小計)							④=②+③

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④)		3.0	%	
(小計)					⑤

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④)×安全費率		2.5	%	
(小計)					⑥

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+⑤+⑥)	

※上記2、需用費(材料費)は、需用費(消耗品費等)及び安全費を算出するための費用で、工程別基準額には含めません。  
 算定簿AのE工程の材料費は、下記の内容で、基準額とは別に出力されます。

### 筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			
材料費合計							

**F I 工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)** (D工程省略)

地区コード	20242038401
地区名	田切8区
縮尺	1/500
標準作業量	396点(細部図根点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師	3.6	0.0	3.6	人			
測量技師	7.1	7.9	15.0	人			
測量技師補	6.9	15.3	22.2	人			
測量助手	4.0	30.1	34.1	人			
測量補助員	0.0	14.8	14.8	人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	7×7×60cm	371	本			
(多角点)							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	9.8	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	10.7	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		5.0	%	
(小 計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		2.5	%	
(小 計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数		0.07	
(小 計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

## FⅡ-1工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

地区コード	20242038401
地区名	田切8区
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師	6.9	0.8	7.7	人			
測量技師補	10.3	51.3	61.6	人			
測量助手	5.1	51.3	56.4	人			
測量補助員	0.0	51.3	51.3	人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級	51.3	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ	20.4	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤		0.5	%			⑥
(小計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)	5.0	%		
(小計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率	2.5	%		
(小計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数	0.07		
(小計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		